

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

津市長 前 葉 泰 幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	太田地区 (太田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第 2 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、圃場整備がされた農地と集落内に点在する農地で構成されている。現状では本地区を活動拠点とする担い手 2 者と地区外の担い手 1 者及び個人の農家で営農している。地区のおよそ半分は担い手に集積されている状況である。

個人農家も高齢化しており、彼らの将来的な離農に備え、既存担い手への集積・集約化を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は一部で野菜等の栽培も行っているが大半を水稻で占めている。

今後は水田を効率的に利用するために、小麦の作付け等も検討したい。

農地の集積・集約については、個人農家の意向を踏まえながら既存担い手を中心に集約していきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
既存担い手への集約化を念頭に農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借が発生した際は、担い手の経営意向を踏まえた上で、農地中間管理機構への貸付を経て段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水路施設等の確認を行い、必要であれば改修を進め有効利用を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
既存担い手への集約化を進めるが、リタイヤにより営農継続が不可能となった場合、新たに地区外の担い手確保等の検討を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業効率の向上に貢献できるものは取入れを検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

② 化学肥料や農薬等の使用を減らし、環境に配慮した安全・安心な作物の生産に取り組む。

③ 農作業の効率化を図れる設備投資について検討していく。

⑦ 現在は多面的機能支払の活動組織で行ってるが、将来的に高齢化による労力不足が見込まれるので、地区内の農業者と連携しながら取り組める仕組みを構築したい。